

■アンテナショップ跡地の活用における対話でいただいたその他意見への対応

①公募の条件は応募しやすいようなるべく緩やかにしてほしい。

→ サウンディング型市場調査での対話で、いま規定されているルール(手賀沼観光施設誘導方針、我孫子新田地区地区計画など)のなかで十分提案をいただけることが確認できたことから、必要以上の制限はかけないこととし、基本的に条件は「方針に沿ったもの」としていきます。

②物販もできるようにしてもらえないか。

→ 建物の用途としては、手賀沼観光施設誘導方針及び基準に規定しているので、建物の用途としてはこの範囲を逸脱できないものと考えます。

例：(基準抜粋)「物品の販売等は認められませんが、受付や待合所などに設けられる小規模なもので、飲食料品、手賀沼や我孫子市に関連する土産物などを販売するものに限り認めるものとします。」

③水辺に施設そのものを立地(河川のオープン化)させることができないか。

→ 千葉県などとも協議をして、水辺のオープン化の検討を進めていきます。ただし、水辺のオープン化の構想作成や関係機関との調整などには一定程度の期間がかかることから、本件の跡地活用の条件などには盛り込まないものとします。

なお、跡地の活用の提案時に、参考として周囲の活用イメージなどをご提案いただくことは、市としても今後の参考にできることからお受けしていきたいと考えています。

④遊歩道の整備やあびバス路線の延伸などを検討してほしい。

→ 遊歩道の整備については、現在千葉県とも協議を進めているところです。また、あびバス路線の延伸については、現在のところ、ご要望の地域にあびバスを延伸する計画はありません。今後は、アンテナショップ跡地や我孫子新田地区など周辺を訪れる方の状況に合わせ、民間路線バス事業者等(阪東バス・アイバスなど)に新規路線又は既存路線の延伸を要望していきます。